

令和3年7月

第13回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年7月12日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月12日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名

欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 50 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 51 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 52 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 53 号	農地転用計画変更申請について
議案第 54 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について
報告第 8 号	非農地証明について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 岡野 雅幸

農地係長 上原 亮司

農地係 宮崎 修治

<p>会長</p>	<p>出席者 13 名で定足数に達していますので、これより第 13 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。依然として新型コロナウイルスをめぐる状況が厳しいため、行橋市農業委員会憲章の朗読を割愛致します。</p> <p>これより、議題の審議にはまいります。本日の附議案件は、議案第 50 号より議案第 54 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 50 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 50 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 7 月 12 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p> <p>仲津地区の 2 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>大田委員</p>	<p>仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。大字東徳永■■■■番■■■、畑、239 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号 2 番。大字東徳永■■■■番■■■、畑、1,237 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。贈与契約で所有権を移転、小作地を自作化するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。仲津地区 2 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>地区番号 1 番の■■■■についてですが、市内各所の農地を取得しており、中には耕作放棄地に近い状態の箇所もあります。この件については、農業に精進し周囲に迷惑をかけることの無いようにと、私が口頭にて注意しております。</p> <p>これより採決に入ります。仲津地区 2 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第 50 号、3 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件については、許可することに可決決定いたしました。</p>

事務局	次に議案第 51 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 議案第 51 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 7 月 12 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。行橋地区 1 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号 1 番。申請人 ■■■■。行事六丁目■■■■番■■、田、1,116 m ² 、農地改良をするものです。借入金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	行橋地区 1 件についてご質疑ありませんか。
委員	異議なし。
会長	無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。
委員	議案第 51 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。
会長	異議なし。 議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。
事務局	次に議案第 52 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 議案第 52 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 7 月 12 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 10 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。行橋地区 3 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号 1 番。申請人、■■■■。西宮市五丁目■■■■番、田、2,104 m ² 。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、共同住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要です。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。 続いて、地区番号 2 番。申請人、■■■■。東大橋二丁目■■■■番■■■■、田、2,074 m ² 。東大橋二丁目■■■■番■■、田、1,332 m ² 。計 2 筆、3,406 m ² 。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、宅地分譲地を造成するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣

<p>会長 委員 会長</p>	<p>地承諾書、宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号3番。申請人、■■■■。東大橋二丁目■■■■番■■■、田、882 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、宅地分譲地を造成するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。行橋地区の3件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区3件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に今元地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>陣山委員</p>	<p>今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。申請人、■■■■。大字今井字文久■■■■番■■■、田、508 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、自己住宅の建築及び資材置場を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び理由書が添付、また、当該案件はすでに転用許可を受けた土地について再申請を行うということで、その旨が書かれた始末書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。今元地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>長城委員</p>	<p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号5番。申請人、■■■■。大字稲童字島巡り■■■■番■■■、畑、908 m²、所有者、■■■■。店舗を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要です。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。仲津地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p>

槌野委員	<p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に泉地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号6番。申請人、■■■■。北泉一丁目■■■■番■■、田、225㎡。北泉一丁目■■■■番■■、田、188㎡。北泉一丁目■■■■番■■、宅地、280.33㎡。計3筆、693.33㎡。所有者、■■■■、■■■■。自己住宅及び倉庫を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号7番。申請人、■■■■。北泉三丁目■■■■番■■、畑、131㎡(既存宅地130.69㎡含む)。所有者、■■■■。建売住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、宅建免許証添付、一部アスファルト舗装を施していたため、その旨の始末書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
会長 委員 会長	<p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。泉地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
繁永委員	<p>次に今川地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号8番。申請人、■■■■。大字宝山字古川■■■■番■■、田、295㎡。大字宝山字古川■■■■番■■、田、39㎡。計2筆、334㎡。所有者、■■■■。自己住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要です。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
会長 委員 会長	<p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。今川地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
村上委員	<p>次に延永地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号9番。申請人、■■■■。大字吉国字千丈堀■■■■番■■、田、765㎡。所有者、■■■■。建築条件付宅地分譲地を造成するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書、理</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>由書及び宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。延永地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>馬場委員</p>	<p>次に椿市地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号10番。申請人、■■■■。大字下崎字クタガ坪■■■■番、畑、464 m²。所有者、■■■■。資材置場及び駐車場を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。椿市地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。椿市地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。議案第52号、5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請10件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第53号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第53号。農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分があった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和3年7月12日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下1件。以上です。</p>
<p>会長 石本委員</p>	<p>議案の朗読が終わりました。今川地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について報告いたします。</p> <p>地区番号1番。申請人、■■■■。農地転用許可年月日、平成30年11月29日。大字大野井字上椋本■■■■番、田、2,229 m²。当初計画は建売住宅(6棟)を建築するものです。計画変更する理由は、2棟分を一括購入されたことによる棟数の減少及び新型コロナウイルスの影響に伴う販売不振のため、事業期間を1年延長するものです。</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>地区審査の結果、許可相当となっております。 本会議においても審議方よろしく願います。 報告が終わりました。今川地区1件についてご質疑ありませんか。 異議なし。 それでは、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区の1件について許可する方の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第53号、農地転用計画変更申請による許可申請1件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第54号を議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。 議案第54号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和3年7月12日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下1件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。議案第54号については、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認(所有権移転)についてです。■■■■が所有する、大字元永字高畔■■■■番■■、田、1,231 m²について、■■■■が所有権の移転を受けるものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 異議なし。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第54号について賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。議案第54号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に報告第8号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 報告第8号。非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和3年7月12日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下3件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>朗読が終わりました。報告第8号について、事務局に説明を求めます。 報告第8号非農地証明について、説明いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請人、■■■■。行事一丁目■■■■番■■、田、330 m²。非農地証明の理由については、20年以上住宅の敷地として利用され、固定資産税も宅地課税されてきたためです。 申請人、■■■■。行事五丁目■■■■番■■、畑、260 m²。非農地証</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>明の理由については、20年以上住宅の敷地として利用され、固定資産税も宅地課税されてきたためです。</p> <p>申請人、■■■■。大字元永字新開■■■■番、畑、311 m²。非農地証明の理由については、20年以上倉庫の敷地として利用され、固定資産税も宅地課税されてきたためです。</p> <p>場所については別紙をご参照ください。以上で報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。ただいまの報告についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>最後に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>2番 村上委員</p> <p>3番 繁永委員</p> <p>議長(農業委員会会長)</p>
-------------------------	---